

改正

令和2年5月8日条例第22号

桜井市議会基本条例

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治の本旨に基づき市民に身近な地方政府としての議会活動を実行することにより、市民全体の福祉の向上及び市政の発展とともに、歴史と文化と自然が生きづく活力と潤いのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

**第2条** 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会を目指して活動する。

(議員の活動原則)

**第3条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽(さん)によって、市民の代表としてのふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(市民参加及び市民との連携)

**第4条** 議会は、市民に対しその保有する情報を積極的に発信するとともに議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、法第109条第5項及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議会報告会等)

**第5条** 議会は、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会等を行うよう努めるものとする。

(議会及び議員と市長等執行機関との関係)

**第6条** 議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

**第7条** 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関連する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 政策等の持続可能性

(予算及び決算における政策説明)

**第8条** 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(議会の合意形成)

**第9条** 議会は言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請は必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

(委員会の活動)

**第10条** 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりや

すい議論を行うよう努めなければならない。

- 2 委員会は、閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。
- 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。
- 4 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。

(文書質問)

**第11条** 議員は、議会の閉会中に市長等に対し文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

(政務活動費の執行及び公開)

**第12条** 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、桜井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月桜井市条例第1号）を遵守しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公平性、透明性の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、年1回以上、政務活動費による活動状況を市民に報告しなければならない。

(議員研修の充実強化)

**第13条** 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

**第14条** 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の利用)

**第15条** 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報の充実)

**第16条** 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努め

るものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

**第17条** 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならない。

(議員定数)

**第18条** 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

**第19条** 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(最高規範性)

**第20条** この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

**第21条** 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

**第22条** 議会は、毎年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会

において検証及び報告するものとする。

- 2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年5月8日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。